

買受人について

買受人とは市場内において、生鮮食料品の卸売を受けることにつき、組合の承認を受けている者をいう。

枝幸漁業協同組合の買受人として新規参入を希望される場合は、同漁協地方卸売市場業務規程第9条に基づく承認を受けていただく必要があります。

枝幸漁業協同組合地方卸売市場業務規程（第9条 抜粋）

（買受人の承認等）

第9条 買受人になろうとする者は、次に掲げる事項を記載した書類を組合に提出し承認を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 商号及び主たる業種名
- (3) 承認を受けて買受人の業務を行おうとする取扱品目
- (4) 市場における1年間の買受人の買受見込額（消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）を含む。）
- (5) 法人である場合にあっては、資本又は出資の額及び役員の氏名
- (6) その他組合が必要と認める書類

2. 組合は、前項の承認をする場合において、その者が次の各号の一に該当するときは、その承認をしないものとする。

- (1) 破産者で復権を得ないものであるとき。
- (2) 買受人の承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しないものであるとき。
- (3) 法人であってその業務を執行する役員のうち前号までの一に該当する者であるとき。
- (4) 組合の常勤役員及び使用人であるとき。

3. 買受人は、市場内において組合が定める記章等を着用しなければならない。